

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第1回立川市交通安全対策審議会
開催日時	令和7年12月26日（金曜日）午前10時30分～午後0時20分
開催場所	立川市役所 1階 101会議室
次第	1. 開会 (1) 市長あいさつ及び委員委嘱辞令伝達 2. 議事 (1) 会長選出 (2) 第12次立川市交通安全計画の諮問について (3) 会長あいさつ (4) 委員紹介 (5) 審議会設置目的とスケジュールについて (6) 立川市の交通事故の現状について（事務局・立川警察署） (7) 現行計画（第11次）と次期計画（第12次）について 3. その他 4. 閉会
配付資料	1. 立川市交通安全対策審議会 名簿 2. 立川市交通安全対策審議会設置条例 3. 交通安全対策審議会の設置目的とスケジュール 4. 立川市の交通事故の現状について 5. 第11次交通安全計画と第12次交通安全計画の構成（章・節） 6. 交通安全基本計画・東京都交通安全計画と立川市交通安全計画の計画期間 7. 立川市交通安全計画の重視すべき視点及び目標 8. 第5章 講じようとする施策 9. 第5章 講じようとする施策 現状の課題及び検討・協議事項（案） 10. 第11次立川市交通安全計画（冊子）
出席者	〔委員〕 稲垣具志会長、 小楠英之委員、下田哲也委員（代理：竹下氏）、 西手正光委員（会長職務代理）、村上隆秀委員（代理：根津氏）、 松村利一委員、千頭和正巳委員、高橋悠介委員、宮本直樹委員、 小野和久委員、五十嵐陸夫委員、中野隆司委員、市川敏夫委員、 青木玲子委員、東井直子委員、黄毓菁委員、西出美和子委員、 森比呂志委員 〔事務局〕 産業まちづくり部長 太田勇、交通企画課長 石堂修、 交通企画係長 柚木正史、交通企画係 深野晴子
公開及び非公開	公開
傍聴者数	2人

会議結果

1. 開会

(1) 市長あいさつ及び委員委嘱辞令伝達

- ・市長によるあいさつ。

市民や来街者の方々にとってより安全・安心の立川市となるためにも、「第12次立川市交通安全計画」が充実したものとなるよう本審議会で審議をお願いしたい。

- ・市長より委員に委嘱辞令伝達。

2. 議事

(1) 会長選出

- ・事務局による説明。

会長は、立川市交通安全対策審議会設置条例第5条により、委員の互選で定める。事務局より、学識経験者である東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科准教授の稲垣委員を推薦。

交通安全に関する専門的知見のほか、幅広い外部からの視点により委員の皆様の議論をまとめていただきたいと考え、今回初めて学識経験者をお招きした。

- ・委員の拍手をもって決定。
- ・稲垣会長より、会長の職務代理として西手委員を指名。

(2) 第12次立川市交通安全計画の諮問について

- ・市長より会長へ諮問書を手渡す。

市内における道路交通の安全に関する施策の大綱として、「第12次立川市交通安全計画」（以下、第12次計画）を作成するため、その策定にあたり、立川市交通安全対策審議会設置条例（以下、条例）第1条及び第2条の規定に基づき、諮問する。

- ・市長及び会長の写真撮影。

(3) 会長あいさつ（稲垣会長）

・交通安全を専門としており、交通ボランティアの講習会や講演、コーディネーターを15年程している。

・他にも、バリアフリーやユニバーサルデザイン、公共交通の計画策定にも携わっている。また、立川市の地域公共交通活性化協議会副会長を務めており、人材不足による公共交通のサービス力低下という問題解決に取り組んでいる。ワークショップで市内各地域に足を運び、立川市について学んでいる。

・これらの経験を活かし、立川市民の命を守るための計画に貢献したい。

(4) 委員紹介

- ・出席委員よりあいさつ。

【抜粋】

・立川市は非常に事故の多い場所であるため、気持ちを入れて交通事故防止対策を推進していきたい。

・園児や児童、生徒の交通安全、特に自転車利用について審議し、交通安全教育に役立てたい。

・交通安全に注意しなければいけない後期高齢者の目線で意見を出していきたい。

(5) 審議会設置目的とスケジュールについて

・審議会委員 19 名のうち 18 名の委員が出席。会長より、「条例第 7 条により会議の開催要件を満たした」との報告。

・事務局より、資料 3 について説明。

本審議会は、市長の附属機関として設置し、市長の諮問に応じ第 12 次計画を策定するために審議し、答申を行う。委員の任期は、諮問に係る答申をもって満了とする。

審議会は、第 2 回で骨子案（3 月 23 日）、第 3 回で計画素案（8 月）、第 4 回で計画原案の審議（11 月）と進める。

「第 12 次東京都交通安全計画」の中身は 2 月中旬に公表される予定のため、第 2 回審議会で紹介し、「第 12 次東京都交通安全計画」を踏まえた市の計画を策定する。

第 2 回審議会後、事務局が計画素案のたたき台を作成し、委員の皆様の見解を募集する。集まった意見を第 3 回審議会の計画素案の審議に反映させる。第 3 回審議会後にパブリックコメントを実施し、第 4 回審議会後、計画を公表する。

(6) 立川市の交通事故の現状について（事務局・立川警察署）

・事務局より、資料 4 について説明。

・立川警察署より報告。都内事故件数 27,402 件、死者数 123 人、重傷者数 2,002 人、軽傷者数 28,354 人。死者数と軽傷者数は昨年より減少しているが、事故件数と重傷者数は増加している。立川市内事故件数 445 件、死者数は 0 人、重傷者数 31 人、軽傷者数 472 人。重傷者数は昨年より若干増加傾向。事故件数、死者数、軽傷者数は減少した。

全交通事故のうち自転車関与事故が占める割合を表す「自転車関与率」は、令和 7 年 11 月末時点で、都内 46.3%、立川市内 54.6%。立川市は都より自転車関与率が高く、交通事故の半数以上に自転車関わっている。（令和 7 年 11 月末時点）

自転車の交通事故防止について、3 点注意点。

①ヘルメットの着用

自転車の死亡事故の主な損傷部位のうち、約 6 割が頭部。ヘルメットによって救われる命があるため、ヘルメットの着用を検討してほしい。

②単独転倒事故に注意

車道から歩道に乗り上げる際や、傘が車輪に挟まることで転倒する事故が多い。

③信号と一時停止を順守

非常に悪質で危険な交通違反であるため、直ちにやめてほしい。止まれの標識の有無にかかわらず、見通しの悪い交差点でも必ず一旦停止し、左右の安全確認をしてほしい。

【委員より意見・質問】

・自転車事故に関する事故統計は、警察署に届出があった件数ということか。

⇒（会長）届出があり、かつ怪我をしているか亡くなった場合の事故。無傷の場合は計上されない。自転車事故は計上されない場合が多い。

・ヘルメット着用を努力義務化から義務化に改正できないか。

⇒（立川警察署・事務局）現時点では努力義務。着用の重要性を周知、啓発し続けたい。

・事故のトレンドを教えてほしい。

⇒（事務局）事故統計の数値が増減する背景等、次回以降の審議会にて示す。

・年齢別の統計を教えてほしい。

⇒（事務局）次回以降の審議会にて示す。

・立川市の年間における交通事故件数は、平成 27 年以降、多摩 26 市と比較してワースト 3 位であり、上位 3 市の順位も変動がないが、構造的な要因はあるのか。

⇒（事務局）人口等の市の特性や、来街者の多さが関係している可能性がある。

⇒（会長）自治体の面積や人口当たりの交通事故件数を算出すると、大きく順位が変動する可能性がある。

(7) 現行計画（第 11 次）と次期計画（第 12 次）について

・事務局より、資料 5 について説明。

第 11 次計画の第 1 章は計画の主旨と期間、第 2 章は立川市内の交通事故の現状、第 3 章は立川市が主に実施した交通安全対策の実施状況、第 4 章は重視すべき視点及び目標、第 5 章は目標に伴い講じようとする施策が記載されている。

事務局は、第 11 次計画と同様の構成で第 12 次計画を作成しようと考えているが、令和 8 年度以降の計画として作成中の、「第 12 次交通安全基本計画(国)」及び「第 12 次東京都交通安全計画(都)」を注視し、公表され次第、その中身を入れていきたい。

・事務局より、資料 6 について説明。

立川市交通安全計画は、交通安全基本計画（国）、東京都交通安全計画に基づき策定されるため、計画期間初年度は概ね計画作成に時間を費やしている。第12次計画の計画期間をR13年度までとすることで、以降計画作成の際、策定期間と計画期間が重複することを解消できるため、第12次計画の計画期間をR8年度からR13年度の6年間としたい。

- ・第12次計画の計画期間をR8年度からR13年度の6年間とすることについて、異論なしで決定。

- ・事務局より、資料7について説明。

第7次計画では、文章で計画の目標を掲げ、一部数値目標を記載。第8次計画では数値目標のみ。第9次計画以降は数値目標を掲げ、その目標の達成状況を記載。第10次計画では、第9次計画期間中に交通事故死者が9人発生したことを踏まえ、「年間の交通事故死者数をゼロとする」という目標を立てたと推測される。なお、この目標は、年間1～3人の間で死者数が推移し未達成に終わった。第11次計画では、「死者数ゼロかつ交通事故件数の削減」という目標を掲げており、第12次計画において検証する。現時点で死者数ゼロは未達成、交通事故件数の削減は達成する見込み。第11次計画の振り返りと「第12次東京都交通安全計画」を踏まえ、次回以降の審議会にて、第12次計画の重視すべき視点及び目標を検討したい。

- ・事務局より、資料8を用い、第11次計画の「第5章 講じようとする施策」の内容について説明。これを踏まえ、第12次計画の施策について議論する。

第1節 道路交通環境の整備：安全安心な生活道路の構築、歩道、防護柵、道路標識、視覚障害者用誘導ブロック等の交通安全施設の整備、自転車利用環境の総合的整備、公園や遊び場の整備など。

第2節 交通安全意識の啓発：高齢者に対する交通安全対策、学校における交通安全教育、職場に対する交通安全啓発、地域や家庭における交通安全意識の高揚、運転者に対する教育など。

第3節 道路交通秩序の維持：駐車秩序の確立、道路占用の規制、指導取締りの強化。

第4節 救助・救急についての啓発

第5節 被害者の支援：交通事故相談、被害者救済制度、自転車損害賠償保険など。

第6節 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

- ・事務局より、資料9を用い、第11次計画の構成に則り、現状の課題及び検討事項に関する案を説明。

第 11 次計画策定時からの施策である、自転車走行環境整備や小学 3 年生を対象とした自転車安全運転免許証の発行、さらに、新規施策として、外国人に対する交通安全啓発や、電動キックボード等の新たなモビリティ利用者への交通ルール指導を講じたいと考えている。

・会長より補足。

ヘルメット着用率 1 位の都道府県は愛媛県。「着用率が高い地域には条例や規則が存在する」といった明確な根拠が存在するわけではなく、統計に結び付く背景は、実は曖昧な部分が多い。そのため、東京都の条例を改正してほしいと要望する以前に、各自治体がどのような施策を実施しているのか学ぶ必要がある。

【委員より意見・質問】

・計画策定の最初の段階で KPI（重要業績評価指標）を決めて示す方が、その後の検証がしやすく計画の中身も理解しやすいものとなる。

⇒（事務局）KPI を入れる場合、どのように計画に反映できるのか、方向性を検討する。

⇒（会長）令和 8 年度策定予定の「武蔵野市自転車等総合計画」では、基本方針毎に評価指標を設定している。第 12 次計画の目標を達成するための具体的な指標として、KPI の設定について前向きに検討してほしい。

・昭島市での大型物流施設等の計画により、多量の搬出入車両による交通量増加が見込まれており、立川市への影響が懸念されている。立川市長、昭島市長より事業者への交通に関する意見書も公開されているため、事業者に対する施策を盛り込みたい。

⇒（事務局）大型店舗出店の際は、協議し申し入れを行っている。計画に盛り込むか検討材料としたい。

・ゾーン 30 エリアを広くすることで、安心して市内を歩いてほしい。また、スケートボード使用者により傷がついた建物もあるため、対策が必要。

⇒（事務局）現行計画には、公園の設置を進める等、安心して外で過ごせる環境づくりについて触れているため、引き続き計画に盛り込むよう検討する。

3. その他

・次回審議会は、立川市役所 1 階 101 会議室にて、3 月 23 日（月）14 時より開催。2 月中旬に開催通知を送る。

4. 閉会

担当	産業まちづくり部交通企画課交通企画係 電話 042-523-2111 (内線 2280)
----	---